

## 切れ目のない中小企業支援及び金融支援策を求める意見書

現在、中小企業を取り巻く環境は消費の低迷、デフレに伴う低価格競争、急激な円高など厳しい状況が続いており、7－9月期の中小企業景況調査によると、中小企業は製造業を中心に依然厳しい状況にある。政府が行った為替介入もさしたる効果を生むことなく、このまま円高を放置することは、製造業を中心とした中小企業の減益を更に深刻化し、一層の産業の空洞化が懸念される。

このような状況であるにもかかわらず、「緊急保証制度」と「中小企業金融円滑化法」は時限を迎えるが、中小企業にとって最も重要な資金繰り支援を打ち切ることによって資金が困窮すれば、事業が衰退し雇用にも影響することになる。年末・年度末の中小企業の資金繰りに万全を期すとともに、本格的な景気回復に向けて切れ目のない対策が必要である。

一方、来年度税制改正において法人税率の引き下げを行う場合、その財源確保のための租税特別措置見直しの結果として、中小企業が増税になってしまう可能性が指摘されており、法人税率引き下げの際は、中小企業の負担についても配慮しながら検討すべきである。

よって、国においては、切れ目ない「中小企業支援」及び「金融支援策」を早急に決定・実施するとともに、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 中小企業の資金繰り支援策として、本年度で期限切れとなる中小企業金融円滑化法と緊急保証制度を再延長し、保証枠を拡大すること。
- 2 来年度税制改正における法人税率引き下げの財源確保は、中小企業に配慮をした検討を行い、租税特別措置の見直しによって増税となる場合は、負担緩和策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月7日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
財務大臣	野田	佳彦	様
経済産業大臣	大畠	章宏	様